

公募型プロポーザル方式による「宮崎市上水道施設運転管理業務委託」募集要項

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による選定を行いますので、参加を希望する場合は、公募型プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1. 委託業務概要

(1) 委託業務名

宮崎市上水道施設運転管理業務委託

(2) 委託する施設

宮崎市上下水道局が運転管理業務を委託する上水道施設は以下のとおりとします。

《予定施設》（119施設）

施設名等	施設等の所在地
1. 下北方浄水場	宮崎市下北方町寺ヶ迫 5 4 3 7
2. 柏田水源地	宮崎市大字瓜生野字笠置 1 4 7 7
3. 下北方配水池系	宮崎市下北方町長ヶ迫 6 3 0 1 外11箇所
4. 池内配水池系	宮崎市池内町字細谷 3 0 3 2 外10箇所
5. 富吉浄水場	宮崎市大字富吉字上川久保 5 6 5 5 - 1
6. 富吉水源地	宮崎市大字富吉字青木 4 - 3
7. 生目台配水池系	宮崎市生目台西 5 丁目 8 - 1 外6箇所
8. 下北方配水池中継ポンプ所	下北方配水池敷地内
9. 高岡送水ポンプ所	富吉浄水場敷地内
10. 岩切送水ポンプ所系	宮崎市大字熊野字広永江 3 4 8 9 外13箇所
11. 田野町第1浄水場系	宮崎市田野町字木場段甲 1 3 6 1 0 - 5 外13箇所
12. 田野町第3配水池系	宮崎市田野町字上ノ原甲 2 5 5 4 - 3 外4箇所
13. 川口浄水場系	宮崎市高岡町浦之名字川口 4 4 3 6 - 3 外18箇所
14. 高浜配水池系	宮崎市高岡町高浜字茶園堀 8 6 7 - 3 外7箇所
15. 浦之名水源地系	宮崎市高岡町浦之名字田之平 6 0 7 - 1 外5箇所
16. 清武町第1水源地系	宮崎市清武町今泉乙 2 1 9 8 - 1 外5箇所
17. 清武町第2水源地系	宮崎市清武町船引 7 8 4 2 - 1 外5箇所
18. 清武町第3水源地系	宮崎市清武町木原 2 6 7 2 - 1 外4箇所

※施設の詳細については宮崎市上下水道局ホームページに掲載

(3) 委託業務の範囲

委託業務範囲は、委託施設の運転管理及び浄水過程における薬品購入、旧宮崎市域（10地点）・佐土原町域（2地点）・田野町域（6地点）・高岡町域（7地点）・清武町域（7地点）の末端水毎日検査（色、濁り、残留塩素濃度）、旧宮崎市域（29地点）・佐土原町域（8地点）の管末残塩測定を範囲とします。

なお、末端水毎日検査については、受注者が各検査地点を巡回検査する方法以外（第三者への再委託等）も可としますが、発注者との事前協議を必要とします。また、旧宮崎市域及び佐土原町域の末端水毎日検査については、将来的に二次配水施設等に設置する自動測定器を用いることを計画（※）しているため、年度ごとに各検査地点が増減する可能性があります。

※ 令和3年3月時点の計画は、別紙「毎日検査地点変更計画」のとおりです。

(4) 委託業務実施期間

委託業務実施期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

(5) 移行準備期間（受注者負担）

契約締結日から業務開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に係る経費等は受注者の負担とします。

(6) 本件委託業務にかかる委託料の上限額

（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間）

2,108,641,820 円（消費税抜き）

履行期間満了に伴う業務引継ぎ費用を含む。

（内訳）

令和4年度上限額 422,406,364 円（消費税抜き）

令和5年度上限額 422,366,364 円（消費税抜き）

令和6年度上限額 421,256,364 円（消費税抜き）

令和7年度上限額 421,286,364 円（消費税抜き）

令和8年度上限額 421,326,364 円（消費税抜き）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

各年度の浄水薬品購入費を含む。

(7) 委託料の支払条件

前金払：無 部分払：毎月払

(8) 契約保証金

宮崎市財務規則第105条の規定に準じます。

2. 参加資格条件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすこととします。

(1) 平成23年度以降に、元請けとして受注し、日量処理能力72,500立方メートル/日（地下水、湧水及び伏流水を除く）を超える急速ろ過方式の浄水場運転管理業務の完了実績を有すること。なお、基準日は参加申込期限の最終日とする。

(2) 宮崎市競争入札参加資格者名簿（清掃等）に登載されていること。なお、本店から支店等に入札・契約権限等を委任する場合は委任状（独自様式可）を提出すること。

- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続き開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行、若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 本件公告の日から契約日までの間において宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年告示第19号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3. 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び優先交渉権者を選定するために「宮崎市上水道施設運転管理業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査します。

選定委員会は、参加事業者から提出された業務提案書、見積書等を総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる優先交渉権者の選定は、以下の日程により実施します。

1	参加申込	5月17日（月）～ 6月18日（金）
2	参加資格審査	6月21日（月）の週
3	参加要請及び審査結果の通知	6月28日（月）の週
4	現場説明会	公募型プロポーザル方式参加要請書に記載した日時
5	技術提案に関する質疑の受付期間	7月 5日（月）～ 7月14日（水）
6	技術提案に関する質疑の回答	7月26日（月）の週
7	技術提案書の提出期限	8月 4日（水）
8	審査（技術提案書、見積書等）	8月30日（月）の週
9	選定結果の通知	9月27日（月）の週
10	選定結果の公表	10月上旬
11	契約締結	11月上旬

※ 注意点

- ① 受付時間は、いずれも平日の9時から16時までとする。
- ② 書類の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 上記日程は変更となる場合がある。

(3) 費用負担

提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とします。

4. 参加申込書等の配布・受付・通知

(1) 参加申込書の配布は次のとおりとします。

ホームページからのダウンロード www.suidou-miyazaki.jp

(2) 参加申込をする事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、本要項に従い公募型プロポーザル方式参加申込書（様式－1）に以下の書類を添付して、期間内に提出してください。

(3) 添付書類

- ① 会社概要関係書類（添付様式1号-①・②）
- ② 商業登記簿謄本及び印鑑証明（会社）
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ④ 宮崎市税に係る納税証明書
- ⑤ 浄水場運転管理業務受託実績表（様式-2）
- ⑥ 宮崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式-3）
- ⑦ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）

(4) 提出期間

参加申込書等の提出期間は令和3年5月17日（月）から令和3年6月18日（金）まで、受付時間は平日の9時から16時までとします。

(5) 提出先

プロポーザルの手続き等に係る事務局（以下「事務局」という。）

(6) 提出方法

持参又は郵送としますが、書類を提出する際は、事務局に連絡してください。郵送の場合は提出期限内必着とし、申込者の責任で確認を行ってください。

(7) 参加要請又は審査結果の通知

参加申込事業者の資格を審査した上で、公募型プロポーザル方式参加要請書（様式-4）又は公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式-5）にて通知します。

通知日については、6月28日（月）の週を予定しています。

5. 現場説明会及び施設見学会

資格審査の結果、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、現場説明会及び施設見学会を実施し、施設位置図等の詳細な資料を配付しますので必ず参加してください。なお、施設見学会以外の見学は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、プロポーザルへの参加が認められません。

ただし、天災等やむを得ない理由で当日参加できないことを事前に事務局に連絡した上で、事実がわかる証明書類が提出された場合はこの限りではありません。

(1) 実施日時

公募型プロポーザル方式参加要請書（様式-4）に記載した日時

(2) 参加人数

各参加事業者2名以内（必ず2名以内での参加をお願いします。）

(3) 場所

- ① 現場説明会：富吉浄水場管理棟1階研修室
- ② 施設見学会：富吉浄水場、下北方浄水場、下北方配水池

※移動手段については各自確保すること。

6. 技術提案書の提出

別紙「宮崎市上水道施設運転管理業務委託」プロポーザル実施要領のとおりとします。

7. プロポーザルの審査方法

(1) プロポーザルの審査方法及び優先交渉権者の選定方法

選定委員会は評価基準に基づき、参加事業者の技術提案書の各項目について評価し、予め設定した評価配分(%)を乗じ、評価基準総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

(2) 評価基準総合点は、項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用します。小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、1位止めとします。

8. 選定結果の通知

(1) 優先交渉権者に選定された事業者には、公募型プロポーザル方式選定結果通知書(様式-6)を送付します。

(2) 優先交渉権者に選定されなかった事業者には、公募型プロポーザル方式非選定結果通知書(様式-7)を送付します。

(3) 選定結果は宮崎市上下水道局のホームページに掲載します。なお、選定結果において、優先交渉権者以外の参加事業者名称、総合評価点、提案価格は特定できないように配慮します。

(4) 評価の過程に関する質問には一切回答しないこととします。

9. 契約の締結

(1) 契約の締結の時期については、令和3年11月上旬を予定しています。

(2) 優先交渉権者に選定された事業者が契約を締結しないときは、選定委員会の審査結果をもとに、審査結果上位の参加事業者から順に交渉権者を選定し、契約交渉を行う場合があります。

10. 企画・提案に適合しないものがある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に適合しないものがあることが判明した場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定します。当該事業者に、その内容についてのヒアリングを行う場合もあります。その内容が、重大、又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合には、既に決定した事項を取り消します。

11. 各関係法令等の遵守等

(1) 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の募集要項を遵守することを誓約するものとみなします。

(2) 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに適合しないものがある場合に準じて取扱うこととします。

(3) プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、公募型プロポーザル方式参加辞退届(様式-8)を提出してください。

12. 各書類提出先及び問合せ先

(1) プロポーザルの手続き等に係る事務局

〒880-2114

宮崎県宮崎市大字富吉字上川久保5655番地1

宮崎市上下水道局 水道部 浄水課 施設計画係

(2) 電 話 0985-47-5477

(3) F A X 0985-47-7800

(4) E-mail 90jyousui@city.miyazaki.miyazaki.jp

なお、募集要項等に関して質疑がある場合は質疑書（独自様式可）を令和3年5月28日（金）までに提出すること。

附則

この要項は、令和3年5月17日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

毎日検査地点変更計画

地区	水系	R4年度検査地点	R4年度採水場所(※1)	R4	R5	R6	R7	R8
旧宮崎市域	下北方 (3地点)	島之内	住吉北緑地広場			上水道施設運転管理業務委託		
		糸原	倉岡クリーンセンター			上水道施設運転管理業務委託		
		鶴島	上下水道局庁舎			上水道施設運転管理業務委託		
	生目台 (2地点)	富吉	富吉水源池			上水道施設運転管理業務委託		
		細江	青葉台配水ポンプ所	上水道施設 運転管理業務委託		自動測定器(地点同じ)		
	下北方・生目台混合 (3地点)	高洲町	宮崎処理場			上水道施設運転管理業務委託		
		赤江	衛生処理センター			上水道施設運転管理業務委託		
		熊野	熊野街区公園	上水道施設 運転管理業務委託		自動測定器(木花加圧ポンプ所)		
学園木花台 (1地点)	学園木花台北	木花処理場			上水道施設運転管理業務委託			
生目台・学園木花台混合 (1地点)	青島西	青島浄化センター	上水道施設 運転管理業務委託		自動測定器(内海中継ポンプ所)			
佐土原町域	池内 (2地点)	上田島	鶴府公園	上水道施設 運転管理業務委託		自動測定器(仲間原配水タンク所)		
		下田島	佐土原浄化センター			上水道施設運転管理業務委託		
田野町域(※2)	田野町第1浄水場	仏堂園	田野分団第6部消防車庫					
		片井野	田野分団第9部消防車庫					
		野崎	野崎地区集落センター					
	富吉浄水場	鹿村野	鹿村野中継ポンプ所				上水道施設 運転管理業務委託	
		上桜町	田野総合支所警備室側裏口前					
		船ヶ山	田野分団第5部消防車庫					
川口浄水場	梁瀬	梁瀬地区ドレン管						
	押田	押田加圧ポンプ所						
	和石	和石加圧ポンプ所						
浦之名浄水場	深水	高岡分団第13部消防車庫						
田野町第1浄水場	柞木橋	柞木橋ドレン (柞木橋配水池南約1.2km)						
富吉浄水場	穆佐	穆佐出張所						
	花見	高岡分団第5部消防車庫						
清武町域(※2)	清武町第1浄水場	丸目	丸目消防詰所散水栓					
	清武町第2浄水場	船引	船引営農研修センター散水栓					
		大久保	大久保研修センター散水栓					
		庵屋	庵屋自治公民館散水栓					
	清武町第3浄水場	下加納	下加納消防詰所散水栓					
		谷ノ口	谷ノ口消防詰所散水栓					
		下木原	下木原研修センター散水栓					
参考	運転管理業務委託 地点数			32	31	28	28	28

※1 採水地点の選定については、発注者及び受注者が協議を行ったうえで変更可能とする。

※2 田野・高岡・清武町域については、変更予定無し。